

長野県警察採用募集パンフレット等制作委託業務委託候補者審査要領（案）

1 趣旨

この要領は、「長野県警察採用募集パンフレット等制作委託業務」に係るプロポーザル実施公告に基づいて応募があった企画提案を審査し、業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 審査委員会の設置

上記1の委託候補者を選定するために「長野県警察採用募集パンフレット等制作委託業務企画提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

3 審査委員会の構成

- (1) 審査委員会は別添の委員をもって構成する。
- (2) 審査委員会の委員長は、警務課長とする。また、副委員長は、警務課長が別に指名する者をもって充てる。
- (3) 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する。
- (4) 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (5) 審査委員会において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

4 審査方法及び選定基準

審査方法及び選定基準は別に定める。

5 選定の方法

プレゼンテーション審査を行い、各審査委員の採点点数を合計し、最も合計得点の高い者を委託候補者として選定する。

上記によっても委託候補者が決定しない場合は、協議の上、委員長が指名する者をもって委託候補者とする。

なお、全審査委員の採点結果において、「不可」の採点があった場合は、原則として選定しない。

6 審査日程

企画提案書提出期限	令和5年10月31日（火）午後5時（必着）
プレゼンテーション審査	令和5年11月9日（木）

**長野県警察採用募集パンフレット等制作委託業務
企画提案審査方法及び選定基準（案）**

1 審査の概要

審査は、「長野県警察採用募集パンフレット等制作委託業務委託候補者審査要領」に定める審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）により、プレゼンテーション審査を行い、企画提案を選定する。

2 審査対象

プレゼンテーション審査

企画書及び添付書類について、プレゼンテーション内容を参考に審査する。

3 審査方法

(1) 採点方法

各審査委員は、「2 審査対象」に対して、「3 選定基準」により、次の4つの項目について評価を行い採点する。

ア 項目1【企画力・構成力】

企画全体の考え方、コンセプト、オリジナリティを評価する。

イ 項目2【デザイン】

デザインの魅力、インパクト等を評価する。

ウ 項目3【業務履行の確実性】

提案された企画の体制と実現性を評価する。

エ 項目4【費用の妥当性】

見積り内容の妥当性、費用対効果を評価する。

(2) 評価基準と配点

評価は、別添「長野県警察採用募集パンフレット等制作委託業務企画提案審査基準」を用いて5段階で行い、「普通」を基本として、普通より優れているものは「良」、特別に優れていると判断できるものは「優」、さほど評価できないものは「可」、特別に評価できないものは「不可」とする。

配点は、次のとおりとする（1提案者（1審査委員）当たり：100点満点）。

項目	不可	可	普通	良	優
1 企画力・構成力	4	8	12	16	20
2 デザイン	12	24	36	48	60
3 業務履行の確実性	2	4	6	8	10
4 費用の妥当性	2	4	6	8	10